

日本学術振興会特別研究員のための
総合生活保険(傷害補償)のご案内

独立行政法人 日本学術振興会

日本学術振興会 特別研究員のみなさまへ

日本学術振興会特別研究員は東京海上日動火災保険株式会社の総合生活保険・傷害補償（以下、「本保険」といいます）に加入しています。本保険は、日常生活によりおったケガ（急激かつ偶然な外来の事故によるケガに限ります）を24時間補償します。

以下に本保険についての概要を記載しておりますので、事故によりケガをおった場合は、本案内に従って保険請求の手続きを速やかに行ってください。

本保険の概要

1. 死亡保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金の全額をお支払いします。

2. 後遺障害保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金の4%～100%をお支払いします。

3. 入金保険金

医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合、入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。

4. 手術保険金

治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医療診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術、または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。

5. 通院保険金

医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます）された場合、通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。

6. 特定感染症危険補償特約

特定感染症を発病したことにより、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、入院された場合、もしくは通院された場合、状態に応じて保険金をお支払いします。

7. 保険金をお支払いしない主な場合

- ・自身・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
- ・脳疾患・疾病または心神喪失によって生じたケガ
- ・妊娠・出産、早産または流産によって生じたケガ
- ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー登場等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- ・オートバイ・自動車競技選手、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
- ・自動車等の乗用具を用いて協議、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的多角初見のないもの 等

（特定感染症危険補償特約限定）

・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。 等

傷害に関する補償

被保険者（＝特別研究員のみなさま）が急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、その直接の結果として、下表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、保険金を支払います。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。	死亡・後遺障害保険金額の全額	死亡保険金受取人
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。	死亡・後遺障害保険金額× 保険金支払割合＝保険金の額	被保険者
入院保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合。 ただし、事故の発生の日からその日を含めて入院・手術保険金対象日数以内の期間の入院に限ります。	入院保険金日額× 入院日数＝保険金の額 ただし、1事故に基づく傷害について、入院保険金支払限度日数分の保険金額を限度とします。	被保険者
手術保険金	病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院において、傷害の治療を直接の目的として次のいずれかに定める手術を受けた場合。 ただし、事故の発生の日からその日を含めて入院・手術保険金対象日数以内の期間に受けた手術に限ります。 ア. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、次に定める手術を除きます。 （ア）傷の処置（創傷処理、デブリードマン） （イ）皮膚切開術 （ウ）骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 （エ）抜歯手術 イ. 先進医療に該当する手術	入院保険金日額× 手術の種類に対応する約款に規定する倍率＝保険金の額 ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。	被保険者
通院保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合。 ただし、事故の発生の日からその日を含めて通院保険金対象日数以内の通院に限ります。 また、被保険者が治療を終了した時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。	通院保険金日額× 通院日数＝保険金の額 ただし、1事故に基づく傷害について、 通院保険金支払限度日	被保険者

特定感染症に関する補償

被保険者（＝特別研究員のみなさま）が、この保険契約の保険期間中に※特定感染症を発病し、その直接の結果として、下表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、保険金を支払います。
※特定感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
後遺障害保険金	発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。	死亡・後遺障害保険金額× 保険金支払割合＝保険金の額	被保険者
入院保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に、発病の日からその日を含めて180日以内に入院した場合。 ただし、発病の日からその日を含めて入院・手術保険金対象日数以内の期間の入院に限ります。	入院保険金日額× 入院日数＝保険金の額 ただし、1事故に基づく傷害について、入院保険金支払限度日数分の保険金額を限度とします。	被保険者
通院保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に、発病の日からその日を含めて180日以内に通院した場合。 ただし、発病の日からその日を含めて通院保険金対象日数以内の通院に限ります。 また、被保険者が治療を終了した時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。	通院保険金日額× 通院日数＝保険金の額 ただし、1事故に基づく傷害について、 通院保険金支払限度日	被保険者

病気や事故にあったら・・・

事故があった場合は下記のとおり対処してください。

(1) 傷害・特定感染症の場合

- ①お近くの医療機関にて受診ください。
- ②特別研究員のご本人様より下記窓口まで事故のご報告を実施してください。
- ③保険会社にて契約確認、初期対応、保険金請求書類の発送を行います。
- ④特別研究員のご本人様にて保険金請求書をご記入いただき、必要書類と合わせて保険会社へ送付ください。
- ⑤保険金を算出し、お支払いの手続きを行います。

(2) 死亡事故の場合

- ①ご遺族様から下記窓口までご報告を実施してください。
- ②保険会社にてご遺族様情報等を確認します。
- ③保険会社から保険金請求に必要な手続きのご案内と、保険金請求書類の発送を行います。
- ④ご遺族様にて保険金請求書をご記入いただき、必要書類と合わせて保険会社へ送付ください。
- ⑤保険金を算出し、お支払いの手続きを行います。

ご不明な点やお困りのことがある場合には、下記窓口までご連絡ください。

事故に関するお問い合わせ窓口	
事故受付センター（東京海上日動安心110番） 受付時間：24時間365日 TEL：0120-720-110 右記QRコードをスマートフォンで読み込んでいただくことでネットからの事故報告も可能です。 	
契約内容に関するお問い合わせ窓口	引受保険会社
一般社団法人日本美容医療リスクマネジメント協会（代理店事業部） 〒102-0083 東京都千代田区麹町1-1-6 プルミエ麹町ビル7階 TEL：03-6380-4771 / FAX：03-6893-6500 Mail：hoken@biyouiryou.jp メールまたはFAXでお問い合わせください。	東京海上日動火災保険株式会社 （担当課）千葉支店 営業課 〒260-0031 千葉県千葉市中央区新千葉1-4-3 WESTRIO千葉フコク生命ビル11F TEL：043-301-7740 / FAX：043-301-7741